

# 議会運営委員会会議録

(令和8年1月7日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和8年1月7日(水)  
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原田達也	副委員長	鷹野正志
委員	尾崎恵一	委員	嘉喜山茂
委員	池田栄次		

欠席委員

委員	金繁典子
----	------

出席委員外議員

議長	吉田茂生
----	------

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	土居章二	主幹	尾川美保
--------	------	----	------

説明のため出席した者

(総務課)

課長	濱哲也
----	-----

(企画財政課)

課長	清水雅人
----	------

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 議事日程について
- (2) 議案の概要説明とその取扱いについて
- (3) その他

開会	13時30分
----	--------

閉会	14時30分
----	--------

○鷹野副委員長 定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、委員長挨拶、お願いいたします。

○原田委員長 皆さん、新年明けましておめでとうございます。どうぞ今年もよろしくお願ひいたします。

年始早々、今日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

今日は金繁委員より欠席届が出ておりますので、御報告しておきます。

今日の議会運営委員会なんですが、今日13日に臨時会が開催されますので、その臨時会の内容について今日は協議していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○鷹野副委員長 それでは、協議事項につきましては委員長の進行によりまして進めてまいります。お願ひいたします。

○原田委員長 それでは早速、協議事項に入ります。

まず議事日程なんですが、会議録署名議員は、6番の池田議員と、8番の石川議員です。会期の日程ですが、1月13日、1日限りです。

続いて、議案の取扱いについてですが、理事者提案に関するものが3案ございます。条例が1案、補正予算が1案、財産が1案です。理事者提案に関わる議案について、説明を求めます。まずは濱総務課長から条例と財産の議案についての説明を求めます。

濱総務課長。

○濱総務課長 それでは、私が関係する議案のそれぞれのポイントを簡潔に説明させていただきます。

まず初めに、第1号議案、愛南町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について説明します。

提案理由のところに地方公共団体情報システム云々と書いてありますけれども、簡潔に分かりやすく申し上げます。マイナンバーを利用することを法律に定められた事務において、庁内連携により必要な情報を取り寄せることを条例に規定するものです。

まず、提案理由の一番下段にある、住登外者という、これを説明します。これは、住登外者とは、住民基本台帳に登録されていないものの、愛南町の行政サービスを受けるなど、行政上、記録・管理が必要な個人のことをいいます。例えば、単身赴任などで町外に転出している、愛南町の町民でない方々の、例えば家族の課税状況とか、そういったものを調べなければならない、それをそうすることによって愛南町のサービスが受けられるといったケースとか、多いのが、町民ではないんですけれども、例えば自分の親とか親戚の方が愛南町の人で、その人がその方の土地を引き継いだということで、愛南町の町民ではないんですけれども固定資産税を払っている納税者などがこれに該当します。こういった方々の、納税などに関するこういったマイナンバーを用いる情報連携、これらを実施するために、各自治体は行政上、記録・管理が必要な方、この住登外者を登録するというのを今回の条例で改正するものです。

5ページから12ページの新旧対照表により、改正点を示しております。

次に、一つ飛びまして、第3号議案、財産の取得について説明します。

本件は、大規模災害時に孤立する可能性のある町内31地区に配備している衛星携帯電話を更新するものですが、予定価格が700万円を超えるために、議会の議決を求めるものです。事業の名称、財産の種類、契約の方法、取得金額及び契約の相手方は記載のとおりであります。

当日は、上田防災対策課長が提案説明をします。

以上で私からの説明を終わります。

○原田委員長 ただいま濱総務課長より説明がございましたが、この件につきまして何か御質疑ございませんか。

嘉喜山委員。

- 嘉喜山委員 条例なんやけど、この臨時議会で上げんといけん理由は何でしょうか。
- 原田委員長 濱総務課長。
- 濱総務課長 これは新システムの移行日が令和8年2月中、いわゆるガバクラの移行日が令和8年2月24日から改正内容を適用するために、国からの通知があったものです。それによりまして、今回のちょうどこのタイミングに臨時議会があったものですから、ここで上程をさせていただいたということになります。
- 原田委員長 ほかにございませんか。  
嘉喜山委員。
- 嘉喜山委員 12月議会では間に合わなかったということでもいいですか。
- 濱総務課長 はい。
- 原田委員長 ほかにございませんか。  
ないようですので、次に清水企画財政課長から補正予算の議案について説明を求めます。  
清水企画財政課長。
- 清水企画財政課長 それでは、第2号議案、令和7年度愛南町一般会計補正予算（第5号）について、1月補正予算概要説明書により説明いたします。  
概要説明書の3ページを御覧ください。  
今回の補正予算は、国の補正予算による重点支援地方交付金の関連予算と、カキ大量死の影響を受けた町内業者への支援経費などを計上しており、歳入歳出それぞれ3億8,658万円を追加し、総額を204億9,537万3,000円とするものであります。歳入歳出ともに増額する費目については掲載のとおりです。4ページ以降に歳出事業の詳細説明を添付しておりますので後ほど御覧ください。  
当日は、木原副町長が提案説明をいたします。  
以上で説明を終わります。
- 原田委員長 ただいま説明がありましたが、何か御質疑ございませんか。  
ないようですので、そしたら続いて議案の審議方法なんですが、補正予算の質疑の方法なんですが、第2号議案の一般会計補正予算については、歳出歳入それぞれ全般を通じて質疑を行うということでしょうか。  
(「はい」と言う者あり)
- 原田委員長 じゃあそのようにします。  
それでは執行部は退席をお願いいたします。  
(発言する者あり)
- 原田委員長 すいません、もう一つありました。すみません。  
当日、臨時会の執行部からの出席者なんですが、タブレットに掲載しておると思うんですが、このとおりでしょうか。関係課長のみの出席となります。  
いいですかね。  
(「はい」と言う者あり)
- 原田委員長 じゃあそのようにさせていただきます。  
執行部は退席をお願いします。  
(執行部退席)
- 原田委員長 続いて、その他に移ります。その他で、はい。  
土居事務局長。
- 土居事務局長 失礼いたします。その他といたしまして、まず臨時議会の後に開催予定の議員全員協議会で、皆様方、議会運営委員会で御審議いただいております、議会運営に関する申合せ事項等の検討状況について、全議員の皆様にご共有させていただくほうがよろしいかと思ひまして、タブレットのほうに資料の案のほうに掲載しております。こちらのほうを御覧ください。

これまで検討いただいた申合せ事項を明記いたしまして、赤文字で現在の状況を記しております。1番の議会広報特別委員会の常任委員会への移行から、めくっていただいて、4ページ目、9番のハラスメントに対する客観的な相談窓口について、こちらが改選後の議員懇談会での申合せの際、再検討ということで上がった項目でございます。

4ページ目の10、政務活動費について、5ページ目のL o G oチャットのスクリーンショットの制限については、議会運営委員会で御協議いただくときに、追加の審議項目として上げさせていただいた項目となります。

あと5ページ目の12番、3月定例会開催日程の確認について、こちらについては当委員会で再協議ということでお話が上がったので、項目として残しておりますが、こちらについては結果といたしまして、3月定例会開催日程案のままでよろしいということですので、こちらは資料として掲載するのがよろしいか、それとももう当初の案どおりですので、資料から削除するのでよいかはちょっと御確認いただいたらと思います。

一番最後の13番、議会報告・意見交換会の開催については、念のため、改めて西海、城辺、御荘地域の開催予定日時、会場を明記しております。

資料といたしましてはもうこちらの資料のみの提示を今のところ考えておりますが、皆様で御協議いただきまして、特に9番のハラスメントに対する客観的な相談窓口について、こちらについては愛媛県町村議会議長会事務局が外部相談窓口の設置に向けて今、調整中でございます。県町村議会議長会事務局ではもう外部相談窓口の設置のみであるため、現在、皆様に御審議いただいております、各議会でハラスメントの認定や対象議員への対応等を定めた例規の制定が必要となりますので、ハラスメント条例ほかの例規について、ただいま皆様に御協議いただいているところであります。そちらについて、13日の全員協議会でその案も示すのがいいのか、その次の全員協議会までにお示しをして、考えていただくのがいいのか、その手法があるとと思いますが、そちらについても御協議いただいたらというふうに思っております。

あと、附則といたしまして、皆様に御協議いただく際の県内、本町含めて20市町、そしてお隣の宿毛市を含めた一覧表の各種データがあったと思うんですが、そちらについては現在、全員協議会のほうでは提示は考えておりませんが、そちらのほうも提示するほうがよろしいということであれば、そちらのほうも提示させていただこうと思っております。

とりあえずはこちらの1月13日の全員協議会の資料等について御確認、御協議いただいたらと思います。よろしく願いいたします。

○原田委員長 ただいま事務局より説明がございましたが、まず12番の3月議会定例会開催の日程なんですが、この日程表ですよね、これを今度の全員協議会に資料として出すのがいいのか、これをちょっと皆さんで確認してもらいたいと思いますが、どうでしょうかねこれももう大体もう決まったものなので、まあ別に載せても構いませんのですが、皆さんどうでしょうか。御意見あったら。

(発言する者あり)

○原田委員長 載せていいということですか。いいかな、載せて。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあ載せるようにします。

続いて、ハラスメント防止条例なんですが、今日またこれを協議するのか、次の議運で。待つて。

土居事務局長。

○土居事務局長 1月13日の全員協議会で、この資料以外に、今、協議いただいている条例案等も全議員の皆様にも共有するのかわからないのかをちょっと御協議いただいたらと思います。

○原田委員長 どうでしょうかね、今の、全議員にも共有するのか。13日の全協ですわね。尾崎委員。

○尾崎委員 一応、これは3月の定例議会に議案として諮るということを前提に考えんといけないと思うんですが、そうなりますとやっぱり今度の13日の全員協議会の中で、今日まで議運の中で協議して、今つくっておるものをまず示して、13日にまたメンバーのほうから気づいた点等もあろうかと思しますので、持ち帰ってもらってそれぞれが確認をしていただき、さらにもう一回全協なりを持って、確認して、最終的に3月議会の議運に諮っていくっていう形はどうでしょうか。

○原田委員長 ほかに御意見ございませんか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 休憩をお願いします。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。

それでは、このハラスメントの防止条例の件なんですが、今度の13日の全協では、防止条例案は皆さんには一応提示はせずに、今こういったことで議運のほうで案を考えていますと、そういうことは私のほうから言いますので、それ以降に一応タブレットのほうにこの案を掲載して、1月の28日に、できたらもう一回全協を開いて、そこで皆さんに御意見を伺うと。そういう手順でよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにいたします。

続いて、あとは何やったけな。

土居事務局長。

○土居事務局長 続いて確認することは、皆さんに御検討いただいたときの参考資料、20市町プラス宿毛の、あの一覧は御提示するかしないかをちょっと確認させてください。

○原田委員長 20市町の、これのことかな。

○土居事務局長 そうです。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これは見せるべき、提示するべきやと思います。

○原田委員長 ほかに意見ないですかね。

これ事務局、これ別に、皆さんに提示しても問題はないんですよ。

土居事務局長。

○土居事務局長 特に問題はございません。そしたら、今示しとる1月13日の議員全員協議会の資料案に、一緒にもう検討資料で、サイドボックスに載せるのでいいですか。

○原田委員長 どうでしょうかね、今……

(「いいです」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあこれも一緒に載せるということで、はい。

それとあとは、あとは何やったけ。それぐらいやったかな。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 申合せ事項の検討状況の2ページの4番、委員会付託について、前回、YouTubeで全員で見て勉強するという話だったと思うんですけど、それを、先ほど案を示した1月28日にしたらどうですか。

○原田委員長 確か前回の議運で、他の議会の状況をYouTubeで見たらという意見がありました。これ事務局で一応、当たってはいいただいとるみたいなので、ちょっと報告をお願いします。

はい、どうぞ。

○尾川主幹 県内、委員会のほう放送しているところ、YouTube等で流しているところを見

ましたら、あまり町村でやっているところ、町でやっているところではなくて、新居浜市とかそちらのほうでありましたので、もうその分を取りあえず皆さんで見るっていうのでしたら準備できるかなとは思いますが。

○原田委員長 今、報告あったように、新居浜市のほうでやっているその委員会、予算・決算委員会、これを見たらどうかということなんですが、全員で一緒に見るのか、この委員会全員で見るのか、それとも個人個人で見るのかというのはあるんですが、どうでしょうかね、皆さんで見たほうがいいでしょうかね。これ皆さんの御意見を。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 時間的にどのくらいのもんなんですか、長さは。

(発言する者あり)

○嘉喜山委員 半日とか、1日やろか。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 イメージとしてはうちが勉強会しているようなイメージなので、長いと思います。

○原田委員長 これ本当みんなで一緒に見るとなると、時間的にもなかなか厳しい。

尾崎委員。

○尾崎委員 もうかなり長いということが十分想定されますので、あれやったらこのサイドブックス、みんなに流してもらって、各自で確認をするということでやったらどうかと思うんですが。

○原田委員長 今、尾崎委員よりそのような御意見がありました。どうでしょうかねもうこれ、時間が長いということで、皆さんと一緒に見るというのは非常に無理があると思いますので、今言ったように個人個人がそれぞれこれを見るということで、そのようにやってみますか。いいですかね。あとの委員の人はどうですか。

(「いいです」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそれぞれ個人個人が、新居浜市議会のほうの委員会を時間をかけて見るということにしたいと思います。これいつ頃流せるのかな。

尾川主幹。

○尾川主幹 You Tubeとかの分をURLとかをLOGOチャットで一斉に皆さんに流して、もうそれを押してもらったら見られるようにできたらなと考えています。

○原田委員長 じゃあそのようにしますので、よろしいですかね。一回やってみましょう。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 一応、13日以降ということですよ。

(発言する者あり)

○嘉喜山委員 と、もう一点、この申合せ事項の検討状況の資料は、5ページ全部、今度の13日に提示するというのでいいんですか。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 一応その予定で皆さんに御確認いただいています。

○原田委員長 ほかに何かありませんかね、この申合せ事項の件で。

ないようでしたら、あと事務局から何か。

土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

続いて、皆様、年末差し迫ったときに、サイドブックに掲載させていただいたハラスメント防止条例案ほかの例規の分、同じものを今日の机の上に置いています。年末年始お忙しいところでしたが、皆さん御確認いただいて何かお気づきのところがあったらお聞かせ願いましたら、その部分を修正して、先ほど説明したような段取りで進めていけたらと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○原田委員長 このハラスメント防止条例案なんですが、一応皆さん目を通していただいたとは思

うんですが、何か問題点等ありましたら。

土居事務局長。

○土居事務局長 一点、皆さんに御協議いただいている項目で、条例の一番最後の別表の報酬ですね、こちらが決まっていなかったの、事務局のほうで、現在のほかの委員会委員の報酬等を参考にしながら、仮の金額を入れさせていただいております。こちらについては暫定的に会長とそのほかの委員ということで区分を分けておりますが、その区分でいくのか、それとも会長という区分をなくして全委員同額でいくのかであるとか、金額等、今日この場でなくてもいいので、また御検討いただいたらと思います。

以前のこの、当委員会、ほかの自治体、町はなかったんですけど、各市の報酬額の一覧をお配りしていたと思うんですが、その資料では大分県の竹田市が一番報酬額が大きくて2万円ですね、そのほかは大体1万円とかという報酬額を確認しておりました。

現在、暫定的に金額を入れさせていただいているのは、注釈を入れさせていただいてとるんですが、本町のほかの委員会の報酬額を参考に入れさせていただいておりますので、ここが前回よりもちょっと新規で上がっている次第でございます。

よろしくをお願いします。

○原田委員長 これはいつまでに決定したらいいのかな。もう……

(発言する者あり)

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 先ほどの今後のスケジュール案を考えると、来週火曜日の臨時会後の全員協議会で申合せ事項の現況の進捗状況の報告をします。その後に、この条例案等の例規を全議員の皆さんに共有する予定ですが、その際は金額が入っていたほうがいいと思うんですけど、今、暫定的に入れとるんでいいのか、それとももっとほかの金額が。まあ決定ではないので、案ですので、これを示した上で皆さんに御意見を頂くのも一つの手法かとは思いますが。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 ちょっと確認なんですけれども、この13条の報酬の額っていうのは、日当と交通費両方含めての金額になるのか、それとも交通費のみなのか、その辺ちょっと確認したいんですが。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 今しがたの尾崎委員の御質問なんですけど、報酬額、例えば委員の日額1万5,000円の報酬額と、委員の皆様が愛南町で開催する会議に出られたときの交通費実費、別々に出るというイメージです。込みじゃなくて。1万5,000円と交通費実費。

○尾崎委員 これは、ここに出ておる金額が報酬。

○土居事務局長 はい。

○尾崎委員 分かりました。報酬ならやっぱり、これは報酬やろ。報酬なら会長と委員長は当然分けるべきやと思いますね。

○原田委員長 これどうでしょうかね、せっかくですので今日皆さんの御意見を聞いて、これにするかどうか。一応この場で決めたいと思いますけど。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 条例上に定める委員が、9条3項で弁護士とか社会保険労務士とか、結局、専門的な知見を持たれている方ばかりなので、ある程度高い報酬でないといけないかなと思うので、この程度でいいんじゃないでしょうか。

○原田委員長 今、嘉喜山委員よりこの提示しとる額でいいんじゃないかという意見が出ましたが、ほかに。

池田委員。

○池田委員 他の市町のを今見よるんですけど、これ他の市町は、委員長と委員とこれ区別はして

いないんですよ。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 私の調べる限りでは区分はなかったです。

以上です。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 やはり報酬、日当であれば、やっぱり委員長と委員ではやっぱりその職責と責任が違いますので、同等ではまずいのかなと。やっぱり会長は例えば2万円、委員は1万5,000円、これを分けるべきだと思います。金額的には、どうなのでしょう、この程度でいいのではないかと私は思います。

○原田委員長 金額はこの金額で妥当ではないかということなんです、会長と委員との差をつけるかどうか。これ。

池田委員。

○池田委員 ちょっと休憩をお願いします。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今日の日当の件なんです、報酬の件なんです、ここでいうたら会長が2万円、そして委員が1万5,000円、この金額で妥当ではないかという意見があったんですが、もう、一応、議運としてはこの額でいいということよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにいたします。

ほかには。

尾崎委員。

○尾崎委員 一つだけちょっと気になることがあります、議会基本条例評価シートですね、あれ各自のパソコンなりにメールで来るといって聞いておったんですが、あの件はどうになりましたかね。

○原田委員長 尾川主幹。

○尾川主幹 次回の13日の全協で皆さんにお配りして、その後メールでお送りするようにしますので、すいませんが、お願いします。

○原田委員長 次回の全員協議会で配付するそうです。

ほかに何かありませんかね。事務局ないですかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

それでは、一応、13日の臨時会の後に全員協議会のほうをそのまま議場で開催ということ、させていただきたいということで執行部のほうからお聞きしております。そちらはもうそれでよろしいかどうか、念のため確認させてください。

ハラスメント防止条例等の例規については一応、こちらのほうでお示しできるように赤書き、赤文字、青文字を黒文字にしまして、示せるような形に整えさせていただきます。あくまでこれも案の段階ですので、それ以降また気になるところがあつたら御指摘いただいたらというふうに思っております。

取りあえず全協の会場を議場でよろしいかどうかを確認させてください。

○原田委員長 今、事務局より説明がありましたが、全員協議会の会場はそのまま議場で開催することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにいたします。

もうほかにはいいですかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

そしたら次の別件で、ただいま令和8年度、来年度の当初予算の、先般、企画財政課のヒアリングが終わったところでございます。皆さんも御存じのとおり、愛南町もかなり財政的に、過去に比べまして厳しくなっている状況ということで、全職員一丸となって事業の見直し等を行っているところでございますが、来年度、議会事務局においては2年に一度の議員視察研修、こちらの年でございまして、今年度と比較するとどうしても予算の要求額が増加してしまうということで、報告はさせていただいております。

過去の事例で、この2年に一度っていうのが議長の任期に合わせての2年に一度なのかどうか、私もちょっと確認は取れておりませんが、そういったことでこれまで視察研修に行かれまして、皆さんで先進地の状況を確認し、本町にフィードバックということをしていただいていたんですが、この辺りを現行のまま2年に一度実施していくのか、それとも、例えば皆さん、議員の皆さんの任期の、任期中4年に一度にするとか、その辺りの改善する方法とかもあるのではなからうかとちょっと事務局では考えております。

その辺り、今日ちょうど当委員会がありましたので、皆さんのお考えをお聞かせ願えたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○原田委員長 ただいま事務局より説明がありましたが、今まで2年に一度、議員全員で視察に行っていたわけなんですけど、それをまたそのまま継続していくのか、それともまあ、非常に財政難であるということで任期中の4年に一回にするのか、今事務局より説明がありましたが、これ皆さんの御意見をせつかくですので伺いたいと思います。どうでしょうか。

池田委員。

○池田委員 種々こもごもの状況を考えると、多分、執行部のほうでも補助金とかそういうものの整理とか統合とかいろいろされと思うので、議員のほうも4年に一回にしたほうがいいのか、すべきだと思います。

○原田委員長 今、池田委員より4年に一回にするべきではないかという意見がございましたが、ほかはどうでしょうか。

これ予算的には大分違ってくるのかなこれ。全員で行った場合……

土居事務局長。

○土居事務局長 ちなみに、現在要求している金額、議員の視察研修、2年に一度の実施は、令和4年度が北海道、令和5年度、東京・千葉、令和6・7はなしで、令和8年度、一応暫定的に北海道で算定しています。これが約360万円。なかなかの金額でございますね。360万円ですけど、この間一応、ちょっと若干、随行を一人ちょっと削る方向で詰められまして、300、それでも40万円ぐらいです。

以上です。

○原田委員長 かなりやっぱり、予算的には、かなりかかるようなんですが、どうでしょうかね。皆さん御意見は、どうでしょうか。

これもいつまでにあれどね、決定したらいいんどねこれは。

土居事務局長。

○土居事務局長 ちなみに、理事者の査定が臨時議会の次の日、14日でございます。その辺り、例えば13日の全員協議会で皆さんに問うとか、そういう手法もあるかと思うんですけど、やはり必要なんだということでそのまま御説明することも可能ですけど、その辺りは皆さんのお考えでお聞かせ願えたらと思います。

○原田委員長 この件は議運で協議しているのか、それとも全協で皆さんに諮るほうがいいのかということになるかと思いますが。

尾崎委員。

○尾崎委員 この件についてはやっぱり広く意見を求めるということで、今度の13日の全協で皆さんから意見を聞いたかどうかと思います。

○原田委員長 ほかにありませんかね。それでよろしいですか、全員からやっぱり一応意見を聞くと。  
いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあ今度の13日の全員協議会で、議長のほうからまた提案をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。  
ほかは。

(発言する者あり)

○原田委員長 議会報告会・意見交換会なんですけど、確かに前回、前々回と2回、参加者が非常に少ないということで、これではちょっと、せっかく開催するのでもう少し参加者に来ていただいたら非常にありがたいんですが、この募集をどうするか。もうこのまま何もせずにまた開くのか、それではまた参加者が多分少ないと思いますので、声かけをどのようにしたらいいのか、何かいい案でもありませんかね。

尾崎委員。

○尾崎委員 ちょっと前にも提案させてもろうたんですけども、このままでは当然、もう結果は見ておりますので、一つの試みとして、事務局のほうには手数ですが、その地域の区長さんとか民生委員さんに、何ですかね、御案内の文書なりを流してみてもどうかと思うんですけどね。

○原田委員長 今、尾崎委員のほうから行政協力員等に案内文書ということなんですけど、それは事務局、別にまあ問題はない。  
土居事務局長。

○土居事務局長 今、尾崎委員から御提案があった分なんですけど、仮に1月28日、西海地域については、多分今のタイミング、例えば来週ぐらいにその文書、今週末なり来週に送れたとして、地域の回覧文書は多分間に合わないんです。回覧文書は多分月末ぐらいに皆さん、各行政協力員さんのお宅に配付されて、月の頭、翌月の頭ぐらいに回覧はされるので、もうその手法でいきますと多分、行政協力員さんのみに周知して、行政協力員さんがお声がけいただければあれですけど、行政協力員だけという可能性もあります。

それで回覧を回して、仮にちょっと興味があるんで行ってみようか、もし効果が現れるとしたら一番最終の御荘地域、2月18日にはもしかしたらその効果が出るかもしれません。2月4日の城辺地域についても、回覧に回そうとするとちょっと、回っている最中ぐらいなのかなあという気はします。これもまた難しいところで、区長さんに文書を送るのは送ったとして、区長さんが来ていただいてちょうどいい参加者の人数であるのがベストなんですけど、集まり過ぎてまたこう意見をまとめるのが正直難しかったりするんで、一つの手法としては、行政協力員さんに通知を出すのは可能ですけど、もしかすると一番直近の西海、その次の城辺辺りはそんなには集まらないかもしれないです。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 今回のやり方は2班編成なので、局長が言うように、まあ30人以内、15人から30人の範囲でないと、その2つの班での討論はなり得ないと思いますので、その辺を考えたらやっぱり、回覧というのも一つあるんですけど、区長さん、それと民生委員さんを、そこその人数になるかと思うのですが、その人たちに御案内をして、その上でまたお誘い合わせという形の意味合いを込めた案内をその人たちに出したらどうなんですかね。

○原田委員長 今、尾崎委員より提案がございましたが、どうですかね、区長、行政協力員そして

民生委員等に案内を出すと。それやったら別に問題ないかな、事務局、どうですかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 一応そういったことであれば、ちょっと案をつくりまして、2つの役職の方にお送りする形で、結果はどうなるか分かんないんですけど、やってみましょうか。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 その人たちにあくまでも強制ということではなくて、代表者として声かけをして、お誘いしてくださいというような形で案内していけば、多分、出てくれるのではないかなと思います。

○原田委員長 どうですかね、今の提案。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 私も賛成なんですけど、そこでテーマを載せるかどうか。やっぱり載せないといけないと思います。

それでやっぱり、行政協力員さんは、防災のこととか、当然その地域防災組織のトップにもなっとるっていうこともあるし、地域交通にしても、いろいろ住民から意見も聞いていると思うんですね。だから特に行政協力員さんには参加していただきたいなという意味で、ぜひお願いしたらと思います。

○原田委員長 ほかに何か御意見はございませんか。

じゃあその方向で御案内するということによろしいですかね。もう回覧で回さずに、行政協力員並びに民生委員さん等に個人的に案内を出すと。

それでいいですか。

尾崎委員。

○尾崎委員 広くは議会だより等で案内することになろうと思いますので、それで結構かと思いません。

○原田委員長 じゃあ事務局、それでよろしいですかね。

ほかに、その他で何かございませんかね。いいかな。

ないようでしたら閉会のほうよろしく申し上げます。

○鷹野副委員長 それでは、以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。

委員長